

九 人事主任者会議の委員の任命又は委
 任の職務の等級行政職階表同等級以下
 の職又はこれと同格とみなされる職
 の給料表の適用を受ける職に採用しよ
 うとする者について、職員の前任職
 格、昇給等の基準に関する規則(昭和
 三十二年十月鳥取県人事委員会規則第
 十号。以下「前任職規則」といふ。)第
 三条第一項第二号、同条第二項、第五
 条第三項、第七条又は第二十一条第一
 号から第三号までの規定による承認
 十一 初任給規則第二十三条第三項の規
 定による承認
 十二 通知・申請・照会・回答・送付及
 び送達

昭和四十四年四月十五日第三種郵便物認可

発行所 鳥取県鳥取市東町一丁目 鳥取県印刷所

【定価一冊三圓四角(送料別)】

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(日曜日は、その
日の翌日発行)

目次
 ◇条 例 鳥取県税条例の一部を改正する条例
 条 例

鳥取県税条例の一部を改正する条例

鳥取県条例第十三号

鳥取県税条例の一部を改正する条例
 鳥取県税条例(昭和二十九年五月鳥取県税条例第二十六号)の一部を次
 のように改正する。

第二条第三号及び第四号中「県が作成するもの」を削り、同条第五号
 中「を告知するために用いる文書で、県が作成するもの」を「について、
 その」に改め、「記載した」の下に「文書で、県が作成する」を加える。
 第五条第一項第三号を次のように改める。
 三 第一百六条ただし書の規定による課税免除の承認に関する事項
 第九条第一項中「徴収される」の下に「自動車税、」を加える。
 第二十四条第一項中「(当該税額のうち法第十五条の三の規定によつて

徴収額子を受けた税額がある場合においては、当該徴収額子を受けた税額
 については、その徴収額子を受けた期間に応じ、当該徴収額子を受けた税
 額自内について一日二銭の割合を乗じて計算した金額」を削る。
 第二十八条の二中第四項を第五項とし、同条第三項中「施行令第六条の
 第一項各号に掲げる事項ごと」を第二項各号に掲げる事項ごと(同
 項第一号に掲げる事項については、施行令第六条の二十一第一項各号に掲
 げる事項ごと)に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項を同条第三
 項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。
 一 前項の請求により証明する事項は、次の各号に掲げるものとする。
 一 施行令第六条の二十一第一項各号に掲げる事項
 二 課税に関する証明事件について国税犯罰取締法(明治三十二年法律
 第六十七号)の規定を準用して行なわれる処分を受けたことがないこ
 と
 第三十一条第二項を次のように改める。
 二 前項の規定の適用については、受益者が特定していない場合又は存在
 していない場合には、委託者を受託者とみなす。この場合において、受
 託者が特定しているかどうか又は存在しているかどうかは、施行令第七
 条の四の二に定めるところによつて判定する。
 第三十二条第一項に次のただし書を加え、同項第三号中「二十二万円」
 を「二十四万円」に改める。
 ただし、地方税法施行地に住所を有しない者については、この限りで
 ない。
 第三十二条第二項中「前項第三号の者が」の下に「所得税法(昭和四十
 年法律第三十三号)第五十六条に規定する事業を経営している場合におい

を要する。同項の規定は、昭和四十一年法律第三十七号の
 規定の適用を受けるものとする。この場合、同項の規定を受けるもの
 の、同項において「前項」は「前項」に改める。
 第二十二号第一項中「前項」を「前項」に改める。
 第二十九号第一項中「前項」を「前項」に改める。
 第四十一号第一項中「前項」を「前項」に改める。
 第四十八号第一項中「前項」を「前項」に改める。
 第四十九号第一項中「前項」を「前項」に改める。
 第五十三号第一項中「前項」を「前項」に改める。
 第五十五号第一項中「前項」を「前項」に改める。
 第五十八号第一項中「前項」を「前項」に改める。
 第六十一号第一項中「前項」を「前項」に改める。
 第六十八号第一項中「前項」を「前項」に改める。
 第六十八号の十一の次に次の一条を加える。
 (贈与により農地及び採草放牧地を取得した場合の不動産取得税の納期
 限の延長に關する申告等)
 第六十八条の十二法附則第七十九項の規定の適用を受けようとする受贈者

は、その適用を受けようとする取得について、第六十四号の規定による
 申告をする際に、同項の規定の適用を受けた旨及び租税特別措置法(昭
 和四十一年法律第三十七号)第七十一号の四第一項の規定の適用を受け
 る旨並びに次に掲げる事項をあわせて申告しなければならない。
 一 贈与により取得した農地等の所在、地番、地目及び地積
 二 贈与により農地等を取得した年月日
 三 法附則第七十九項の規定の適用を受ける受贈者は、同項の規定による
 納期限がまだ確定していない間、租税特別措置法第七十号の四第一項の
 贈与税の申告書の提出期限の翌日から起算して毎三年を経過することの
 日までに、引き続き同項の規定の適用を受けた旨及び次に掲げる事
 項を記載した届出書を知事に提出しなければならない。
 一 届出者の氏名及び住所
 二 贈与により農地等を取得した年月日
 三 贈与により取得した農地等の所在、地番、地目及び地積
 四 租税特別措置法第七十号の四第二項の規定の適用があつた農地等が
 ある場合には、当該農地等につき租税特別措置法施行令(昭和三十
 二年政令第四十三号)第三十九号の十六第六項の規定により計算した金
 額の基礎となつた農地等の所在、地番、地目及び地積
 五 その他必要となるべき事項
 三 第一項又は前項の規定により提出する申告書又は届出書には、受贈者
 が贈与により取得した農地等に係る農業経営を引き継ぎ行なつている旨
 の当該農地等の所在地を管轄する農業委員会公の証明書添付なければ
 ならない。

4 法附則第七十九項の規定の適用を受ける受贈者が、施行令附則第三十
 五項各号の一に掲げる場合に該当することとなつた場合は、その該当す
 ることとなつた日から二十日以内に、その該当することとなつた旨及び
 次に掲げる事項を記載した届出書を知事に提出しなければならない。
 一 届出者の氏名及び住所
 二 贈与により農地等を取得した年月日
 三 贈与により取得した農地等の所在、地番、地目及び地積
 四 施行令附則第三十五項各号の一に掲げる場合に該当することとなつ
 た年月日
 五 施行令附則第三十五項各号の一に掲げる場合に該当する場合におけ
 る当該贈与者の死亡による相続又は当該受贈者による譲渡、贈与若し
 くは転用があつた農地等の所在、地番、地目及び地積
 第九十四条の二の見出し(旅館における宿泊及びこれに伴う飲食に係る
 「を」旅館及び飲食店等における)に改め、同条第一項中「(旅館業法(昭
 和二十三年法律第三十八号)第二条に規定するホテル及び旅館並びに
 宿泊所、寮、クラブ、宿坊その他なんらの名義をもつてするを問わず、一
 人一泊の宿泊料及びこれに伴う飲食の料金を定め、当該料金を受けて人を
 宿泊させる施設で知事が指定するもの(以下「旅館に類する場所」とい
 う。))をいう。以下第九十四条の四及び第五十一条第三項において同じ。))
 「を」を削り、同条第四項中「当該場所が旅館に類する場所」を「施行令第
 四十二号に定める要件を備えるもの」に改め、同項を同条第五項とし、
 同条第三項中「当該場所が旅館に類する場所である」とを「当該場所が施
 行令第四十二号に定める要件を備えるもの」とに改め、同項を同条第四項
 とし、同条第二項中「前項の旅館に類する場所として」を「前項の施行令

第四十二号に定める要件を備えるものとして」に改め、同条第三号を次の
 ように改める。
 三 所得税法又は法人税法の規定による青色申告書を提出することにつ
 いて国の税務官署の承認を受けた年月日
 第九十四条の二第二項中第四号を第六号とし、同条第三号の次に次の
 二号を加え、同項を同条第三項とする。
 四 宿泊及びこれに伴う飲食又は飲食及びその他の利用行為の料金を含
 まれる本仕料の額を、それぞれ当該料金から当該本仕料の額を控除し
 た額で除して得る数値
 五 前号の本仕料以外の心付けその他これに類するものを受け取らない
 旨の揭示場所
 第九十四条の二第二項の次に次の一項を加える。
 2 旅館及び飲食店その他これに類する場所で、施行令第四十二号に定め
 る要件を備えるものとして知事が指定するものにおける宿泊及びこれに
 伴う飲食又は飲食及びその他の利用行為(施行令第四十二号の二に定め
 る旅館における飲食及びその他の利用行為並びに遊興を伴う飲食及びそ
 の他の利用行為を除く。以下本条において同じ。))に対して課する料理
 飲食等消費税の課税標準の算定については、当該宿泊及びこれに伴う飲
 食又は飲食及びその他の利用行為の料金を含まれる本仕料の額が、それ
 ぞれ当該料金から当該本仕料の額を控除した額の百分の十以下であると
 きは、当該本仕料(第一号第一項又は第二項の規定によつて領収証を
 交付すべき場合における本仕料にあつては、当該領収証に記載されてい
 るものに限る。))の額を、それぞれ宿泊及びこれに伴う飲食又は飲食及
 びその他の利用行為の料金から控除する。

第九十四条の二第一項中「五百円」を「六百円」に改め、同条第二項中「二百五十円」を「三百円」に改める。

第九十四条の四第一項中「十円」を「二十円」に改める。

第九十一条第三項中「十円」を「二十円」に、「利用行為」を「利用行為（遊戯を伴う飲食及びその他の利用行為を除く）」と改め、「五百円」を「六百円」に改める。

第一百五条第三項第二号中「第二号」を「第三号」に改め、同号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の二号を加える。

一 施行令第四十三条の二第二号の規定に基づいて知事が指定した場所において、会計機により作成され、かつ、料金及び料理飲食等消費税額を示す領収証及びその写し以外のものを使用する場合。

第七十七条中「第二十三号様式」を「第二十三号の様式」に改める。

第一百零三条第三号中「自家用」の下に「ただし、学校教育法第一条に規定する学校（国又は地方公共団体が設置するものを除く。）が所有し、かつ、もっぱらその学生、生徒、児童又は幼児の通学の用に用いるものにあつては、次に掲げる額に、それぞれ三分の二を乗じた額とする。」を加える。

第一百十六条ただし書中「第三号」を「第三号から第五号まで」に改め、同条第三号中「同法第六十四条第二項の規定に基づいて設置した各種学校若しくは同法同条第四項の規定による法人が設置した各種学校」を「学校教育法第八十三条第一項に規定する各種学校（国又は地方公共団体が設置するものを除く。）」に改め、同条に次の二号を加える。

四 身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十五条の規定による身体障害者手帳の交付を受けている者のうち、下段又は体

幹の機能に永続的な障害があり当該障害により歩行が著しく困難であるものが所有し、かつ、その者が運転する自動車で、これらの者が運転するのに必要な特殊の装置を施したものを

五 公益のために直接使用する自動車。

第一百十六条の二第一項後段を削る。

第一百九条第三項を第四項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 石油又は可燃性天然ガスを目的とする営業権の賦与についての賦課税の税率は、前項の規定にかかわらず、同項第一号に規定する税率の三分の一とする。

第四十四条第一項中「同条第二項の規定によって特別徴収義務者として指定された者は、知事が指定する期日までに」及び「それぞれ」を削る。

第三号様式その五を第三号様式その六とし、第三号様式その四の次に次の様式を加える。
第三号様式その五

納付書		加入者		鳥取県事務所
納税	松江公	納税	加入者	鳥取県事務所
第 号	(納人) 住所			
年度	氏名			
(款) 納税	(項) 普通税	(目) 自動車税		
税 額	額			
延 滞 金				
計				
納 期 限	年 月 日			
払い込むべき場所 銀行 店又は 近くの 銀行 店 若しくは郵便局				
日 計		受付(領収)日付印		
日		日		

備考	郵便局領収日付印 指し金銀貨等又は
----	-------------------

自動車税納税通知書

県 税	口 座 号 松江公 番 加入者 県 税 事 務 所
第 号	(納人) 住 所
年 度	氏 名
課税主体	課税標準額 税 率 税 額
	駐 在 人
期 別	納 期 限 税 額
第 1 期	年 月 日
第 2 期	年 月 日
随 時	年 月 日
納付場所	銀行 店又は近くの 銀行 店若しくは郵便局
上記のとおり納めてください。	
1 この県税は、地方税法第145条、並びに鳥取県税条例第109条及び第115条の4の規定によつて自動車の所有者に自動車税が課せられたものです。なお、所有権留保付売買の対象となつた自動車については、買主も、売主とともに納税義務があります。	
2 この県税については、地方税法第163条第2項の規定に基づき、この納税通知書発した日の翌日から税金完納の日までの日数に応じ、税額100円(100円未満の端数があるときは、切捨てる。)につき1日4銭(借付状を発する前の期間又は借付状を発した日から起算して10日を経過した日以前の期間については1日2銭)の割合で計算した額で延滞金を徴収します。	
年 月 日	
鳥取県知事 氏 名 印	

郵便局領収日付印
指定金融機関等又は

(表 面)

領収済通知書(正本) 番

県 税	口 座 号 松江公 番 加入者 県 税 事 務 所	
第 号	(納人) 住 所	
年 度	氏 名	
(款)	(項)	(目)
県 税	普通税	自動車税
税 額		
延 滞 金		
計		
納 期 甲 年 月 日		
上記のとおり領収しましたので通知します。		
郵便局名 等又は取 まとめ指 定金融機 関等又は	郵便局領収日付印 指定金融機関等又は	

郵便局領収日付印
指定金融機関等又は

- 備 考 (1) この自動車税納税通知書は、鳥取県税条例第115条の4の規定により自動車税を徴収する場合に使用する。
 (2) 第二項分は、納税通知書を除き四通式とする。
 (3) 県指定金融機関に納付するときは、領収済通知書(副本)を除く。

(裏 面)

領収済通知書(副本) ㊟

県 税	松江公 署 加入者		県税事務所
第 号	(納人) 住所		
年 度	氏 名		
(款)	(項)	(目)	
県 税	普通税	自動車税	
税 額	十 万 千 百 十 円		
延 滞 金			
計			
納 期 限	年 月 日		
上記のとおり領収しましたので通知します。			

領 収 証 書 ㊟

県 税	松江公 署 加入者		県税事務所
第 号	(納人) 住所		
年 度	氏 名		
(款)	(項)	(目)	
県 税	普通税	自動車税	
税 額	十 万 千 百 十 円		
延 滞 金			
計			
納 期 限	年 月 日		
上記のとおり領収しました。			

お知らせ

1. 納税義務が消滅した者には、その消滅した月まで月割をもつて(4月1日から9月30日までの期間又は10月1日から翌年3月31日までの期間において自動車の所有者の変更があつた場合は、当該所有者の変更が9月30日又は3月31日に当該所有者の変更があつたものとみなして)自動車税が課されることとなりますから、その事由が生じた場合には、鳥取県税条例第114条の規定によつて申告してください。
2. 納税者は、この県税の賦課について不服がある場合は、この納税通知書を受けとつた日の翌日から起算して30日以内に行政不服審査法第4条の規定によつて知事に審査請求をすることができます。審査請求は、なるべく県税事務所長を經由して提出してください。
3. 納期限までに税金を完納しないため、督促を受け、かつ、その督促状を交付した日から起算して10日を経過した日までにこの税金にかかる徴収金を完納しない場合は、滞納処分を受けることになります。

第十三号様式中

延 滞 金	納期限の翌日から納付の日までの期間に応じ、税額100円(100円未満の端数は切り捨てる。)につき1日4銭(督促状を発する前の期間又は督促状を発した日から起算して10日を経過した日以前の期間については1日2銭)の割合で計算した金額
-------	--

を

延 滞 金	納期限の翌日から納付の日までの期間に応じ税額100円(100円未満の端数は切り捨てる。)につき1日4銭(督促状を発した日から起算して10日を経過した日以前の期間については1日2銭)の割合で計算した金額
-------	--

に
改め、

備考 地方税法第15条の3第1項の規定によつて徴収猶予を受けた税額についての延滞金は、表記にかかわらず、その徴収猶予を受けた期間に応じ、徴収猶予を受けた税額100円について1日2銭の割合で計算した額です。

を削り、同様式の次に次の様式を加える。

徴収(普通)票(請求書) ①

課 税	課税品目 品名	課税標準 数量	税率 %	課税額 円	徴収事務所 名称
第 号	(納人) 住所 氏 名	年度	(款) (項)	課 税 額	
			租 税 普通 税 自動車 税		
			延 滞 金		
			計		
			納 期 限	年 月 日	

上記のとおり徴収しましたのでお知らせします。

(裏面)

納付場所	銀行 店又は近くの 銀行 店
<p>お知らせ</p> <p>1 督促状を発した日から起算して10日を経過した日までに完納されないときは、財産の差押を受けなければならないこととなります。</p> <p>2 この督促について不服がある場合は、この督促状を受けつけた日の翌日から起算して30日以内に行政不服審査法第4条の規定によつて知事に審査請求をすることができます。</p> <p>審査請求は、なるべく県税事務局長を経由して提出してください。</p>	

(表面)

第十三号の二様式

市町 郡村		(納税者の氏名)		殿	
第 号	督促状				
年度	税目	税	随時分	納期限	年 月 日
税 額	円				
延滞金	納税通知書を発した日の翌日から納付の日までの期間に応じ、税額100円につき1日4銭(督促状を発した日から起算して10日を経過した日以前の期間については1日2銭)の割合で計算した金額				
上記のとおり滞納となつていますから至急納付してください。					
年 月 日					
鳥取県知事 氏 名 剛					

- 備 考 1 用紙の大きさは、郵便はがき大とする。
- 2 この督促状は、鳥取県税条例第113条の4の規定により徴収する自動車税に係る督促について使用する。

料理飲食店等消費税
加算金 更正決定通知書

次の通り更正(決定)したので通知
しますから大體部分の額を同封の納付
書により納付してください。

第二十三号様式の次に次の様式を加える。
第二十三号の様式

市 郡	町 村	番地	年 月 日			鳥取県知事 氏 名 印		
区 分		課税標準額	税 額		備 考			
		5,000円以下のもの	5,000円をこえるもの	計	税率 10 分	税率 15 分	計	
更正(決定)額								
既申告(更正決定)額								
差引不足額								
過少申告加算金								
不申告加算金								
重加算金								
延滞金		不足税額については、年 月 日から納付の日までの期間に 応じ税額100円(100円未満は切捨てる。)につき1日4銭(督促状を免 する前の期間又は督促状を免した日から起算して10日を経過した日以前の 期間については1日2銭)の割合で計算した金額						
納付期限		年 月 日						
納付場所		銀行 店又は近くの 銀行 店若しくは郵便局						
更正決定の根拠法令		地方税法第 条 項						

お知らせ
この通知について不服がある場合は、この通知書を受けとつた日の翌日
から起算して30日以内に行政不服審査法第4条の規定により知事に審査請
求をすることができます。審査請求は、なるべく県税事務所長を経由して
提出してください。

法人県民税
法人事業税 更正決定通知書
加算金

次のとおり更正(決定)したので通
知しますから、大體部分の額を同封の
納付書により納付してください。

第十四号様式及び第十五号様式を次のように改める

第十五号様式 削除

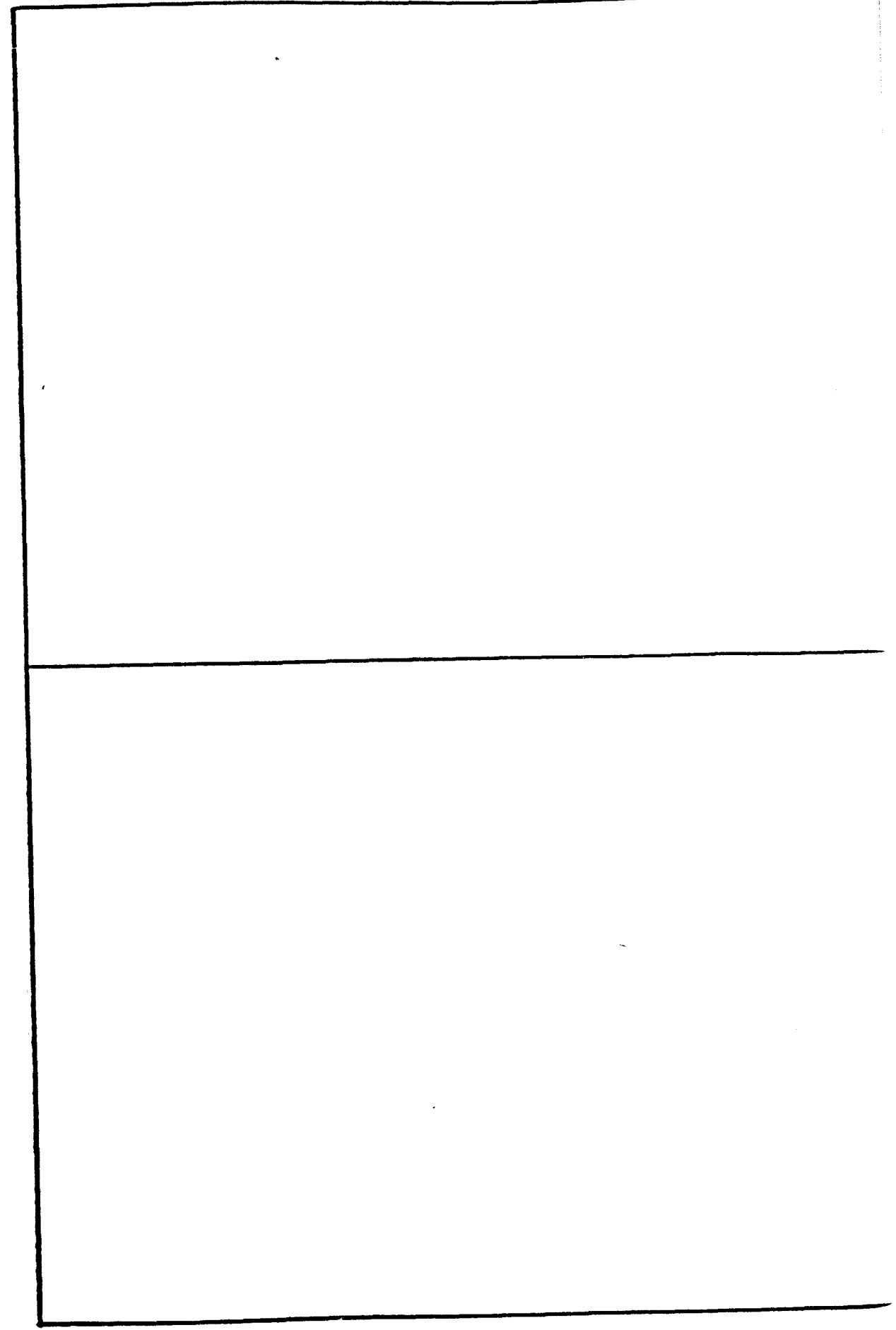
市 郡	町 村	番地	年 月 日			鳥取県知事 氏 名 印		
区 分		課税標準額	税 額		備 考			
		5,000円以下のもの	5,000円をこえるもの	計	税率 10 分	税率 15 分	計	
更正(決定)額								
既申告(更正決定)額								
差引不足額								
過少申告加算金								
不申告加算金								
重加算金								
延滞金		不足税額については、年 月 日から納付の日までの期間に 応じ税額100円(100円未満は切捨てる。)につき1日4銭(督促状を免する前 の期間又は督促状を免した日から起算して10日を経過した日以前の期 間については、1日2銭)の割合で計算した金額						
納付期限		年 月 日						
納付場所		銀行 店又は近くの 銀行 店若しくは郵便局						
更正(決定)の根拠法令		法人県民税 地方税法第 条 項 法人事業税 地方税法第 条						

お知らせ
この通知について不服がある場合は、この通知書を受けとつた日の翌日
から起算して30日以内に行政不服審査法第4条の規定により知事に審査請
求をすることができます。審査請求は、なるべく県税事務所長を経由して
提出してください。

年 月分料理飲食等消費税納入申告書 申告納入期限翌月末まで

経営場所	種類	特徴		登録番号					
	所在地	取		住所					
	名称	務		氏名又は名称印					
別者									
計 金	免税及び控除等のもの (イ)				課税標準額 (ロ-イ)	税率 (エ)	税額 (オ)	花代 時間	料金
	免税点以下のもの 人員 料金	基礎控除のもの 人員 料金	率仕料控除のもの 人員 料金	非課税のもの 人員 料金					
					10 100				
					15 100				
					10 100				
					10 100				
					この申告により納入すべき税額				
発行枚数	客室数	換		整理期記入					
	登数			測定決議					
	女中数	要		台帳登録					

第二十四号様式を次のように改める。



年 月分料理飲食等消費税納入申告書

申告納入税額が1人まで

第三十四号様式
第三十四号様式を次のように改める。

鳥取県知事	販 種 類	特 徴	登録番号
納入月日及び納入場所	年 月 日 店(局) 場 所在地	取 住 所	
申告年月日	年 月 日 所 名称	務 氏名又は名称印	
適用区分	総 計 (円)	免税及び控除等のもの (イ)	課 税 標準額 (円)
利用区分	人員 料金	免税点以下のもの 基礎控除のもの 率仕料控除のもの 非課税のもの	税 率 税 額
旅館における宿泊料金			10 100
遊興飲食又はその他の利用の料金	1人1回45,000円を超えるもの 1人1回45,000円以下のもの		15 100
あらかじめ提供品目ごとに料金を支払う飲食の料金			10 100
計			この申告により納付する税額
公の給付領収証	問 番 号 番 号 者 機 関 取引枚数	客室数 換 登 数 女中数 要	整理簿記入 測定決議 台帳登載

(第三種郵便物認可) 昭

金曜

経営場所

計(円) 金

附則

(施行期日)

1 この条例は、昭和四十一年四月一日から施行する。ただし、料理飲食等消費税に関する改正規定は、昭和四十一年八月一日から施行する。(県民税に関する規定の適用)

2 この条例による改正後の鳥取県税条例(以下「新条例」という。)第三十九条の規定は、法人の昭和四十一年一月一日以後に開始し、昭和四十一年四月一日(以下「施行日」という。)以後に終了する事業年度及び同年一月一日前に開始し、同年六月三十日以後に終了する事業年度分の県民税並びに施行日以後の解散又は合併による清算所得に対する法人税額に係る県民税(清算所得に対する法人税を課される法人の清算中の事業年度に係る法人税額及び残余財産の一部の分配により納付すべき法人税額に係る県民税を含む。以下同じ。)について適用し、法人の同年一月一日前に開始し、同年六月三十日以前に終了する事業年度分及び同年一月一日以後に開始し、施行日前に終了した事業年度分の県民税並びに施行日前の解散又は合併による清算所得に対する法人税額に係る県民税については、なお従前の例による。この場合において、法人の同年一月一日前に開始し、同年六月三十日以後に終了する事業年度の所得に対する法人税額に係る県民税に対する同条の規定の適用については、同条中「百分の五・八」とあるのは「百分の五・六五」とする。

3 法人の昭和四十一年一月一日前に開始し、同年六月三十日以後に終了する事業年度分の新条例第四十二条第一項の県民税に係る申告書(法人税法(昭和四十年法律第三十四号)第七十一条第一項(同法第四百四十五条第一項において準用する場合を含む。))の申告書に係るものに限る。

以下同じ。)の提出期限が施行期日前である場合には、前項の規定にかかわらず、その法人の当該申告書に係る県民税として納付した、又は納付すべきであった県民税については、なお従前の例による。

4 法人の昭和四十一年一月一日以後に開始し、施行日以後に終了する事業年度で同年六月三十日を含むもの及び同年一月一日前に開始し、同年六月三十日以後に終了する事業年度に係る新条例第四十二条第一項の県民税に係る申告書(法人税法第七十一条第一項(同法第四百四十五条第一項において準用する場合を含む。))の申告書(同法第七十二条第一項各号に掲げる事項を記載したものを除く。)に係るものに限る。)の提出期限が施行日以後である場合には、第二項の規定にかかわらず、その法人の当該申告書に係る県民税に対する新条例第三十九条の規定の適用については、なお従前の例による。

5 新条例の規定中個人の県民税に関する部分は、昭和四十一年度分の個人の県民税から適用し、昭和四十年度分までの個人の県民税については、なお従前の例による。
(事業税に関する規定の適用)
6 新条例の規定中個人の事業税に関する部分は、昭和四十一年度分の個人の事業税から適用し、昭和四十年度分までの個人の事業税については、なお従前の例による。
(不動産取得税に関する規定の適用)

7 新条例第六十八条第一項の規定は、昭和四十一年四月一日以後に土地を取得した場合について適用する。
8 新条例第六十八条の十二の規定は、施行日以後にされる地方税法の一部を改正する法律(昭和四十一年法律第四十号)による改正後の地

